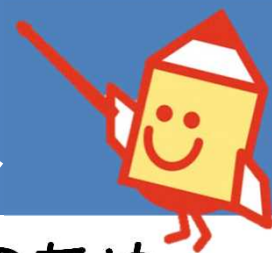


求職者支援制度の 特定求職者のみなさまへ



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「指定来所日」が、令和2年3月11日～4月30日までにある方は、以下①②のいずれかの方法により支給申請及び職業相談を行うことができます。

- ① 指定来所日に来所して、支給申請及び職業相談を行う方法。なお、感染予防のため、ハローワークに来所することを見合わせたい場合は、事前に管轄ハローワークにご相談ください。
- ② 感染予防のため、3～4月中の指定来所日を変更して、令和2年5月7日以後の別の日（次の指定来所日までに限る。）に変更する方法。なお、「変更後の指定来所日」は事前に管轄ハローワークでご確認ください。また、職業訓練受講給付金が預金口座に振り込まれるのは「変更後の指定来所日」の約7日後（土日祝除く）となりますのでご注意ください。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染を懸念する等の理由で、求職活動が行えなかった場合は、管轄ハローワークにご相談ください。

※ 上記取扱いは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月11日～4月30日までの期間を定めた限定的な特例措置ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします